

原発事故当時、自主的避難等対象区域内に住民登録し、旧緊急時避難準備区域内の病院に長期入院中であったが、原発事故により県外の病院への転院を余儀なくされ、元の病院の人手不足等の事情で現在も転院先に入院中の申立人X2について、元の病院を生活の本拠として認定の上、同区域からの避難者の賠償終期を平成24年8月末とする東京電力の主張を排斥し、同年9月以降の避難慰謝料の賠償継続が認められた事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、申立人X2(申立人兩名をあわせて「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 別紙のとおり
期 間 別紙のとおり

2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害として金434万8000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙第1記載の損害項目(別紙第2記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、別紙第1第2項(1)記載の損害項目及び同第2第2項の期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印のうえ、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月24日

(仲介委員長 大谷隼夫、仲介委員 日向隆、同 清水貴行)

(別紙)

損害項目及び期間

第1 損害項目

1 申立人X1について
家族間交通費

金324,000円

2 申立人X2について

(1) 避難慰謝料

金3,960,000円

(2) 生活費増加分

金64,000円

第2 期間

1 上記1につき

自 平成23年3月11日

至 平成23年11月30日

2 上記2(1)につき

自 平成23年3月11日

至 平成25年6月30日

3 上記2(2)につき

自 平成23年3月11日

至 平成24年2月28日

以上